

各位

株式会社 東京証券取引所  
上場部長 松崎 裕之

## 独立役員届出書の集計結果（平成23年8月）

このたび、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）では、平成23年3月期決算会社の定時株主総会が終了したことを受けて、本年における独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいいます。以下同じ。）の確保状況の集計を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 集計対象とした独立役員届出書について

本集計においては、平成23年7月29日時点で上場している上場内国会社（2,271社）が、同日までに提出した独立役員届出書を対象としています（図表1）。

#### 2. 集計結果

##### 【会社別】

##### ○ 全ての3月期決算会社が独立役員を確保済み

集計対象となった上場会社の99.9%にあたる2,268社が独立役員を確保済みとの届出を行っています。確保済みの上場会社は、前回（昨年7月）集計時<sup>1</sup>から6.3ポイント増加しています（図表2-1）。

これにより、昨年7月の時点では、3月期決算会社のうち79社が独立役員が「未確保」である旨の届出を行っていましたが、本年の定時株主総会を経て、全ての3月期決算会社が独立役員を確保済みとなっています。東証では、平成23年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会後においても独立役員を確保していない場合には、公表措置等の実効性確保手段の対象とする方針を明らかにしていましたが<sup>2</sup>、これに該当する会社はありませんでした。現時点で独立役員が「未確保」となっている上場会社は、8月期決算会社1社、9月期決算会社1社、12月期決算会社1社であり、本年度の定時株主総会において独立役員を確保した場合には、公表措置等の実効性確保手段の対象とはなりません。

独立役員を2名以上確保している旨の届出を行っている上場会社は、全体の51.1%に達しており、昨年との比較で5.5ポイント増加しています。独立役員が確保済みである旨

<sup>1</sup> 平成22年7月21日付東証上場第161号「独立役員届出書の集計結果の更新について」（URL：<http://www.tse.or.jp/news/09/b7gje6000000t19q-att/20100721.pdf>）参照。

<sup>2</sup> 平成22年12月29日付「「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく業務規程等の一部改正について」（URL：[http://www.tse.or.jp/rules/regulations/091222\\_a1.pdf](http://www.tse.or.jp/rules/regulations/091222_a1.pdf)）参照。

の届出を行っている上場会社1社あたり、平均で1.99名の独立役員が確保されています。上場会社の規模別<sup>3</sup>で比較すると、規模の大きい上場会社ほど、届出済みの独立役員の人数は多くなっており、この傾向は昨年と同様です（図表2-2）。

○ **社外取締役のみを届け出ている上場会社が10.2%、社外監査役のみを届け出ている上場会社が69.3%、両方を届け出ている上場会社が20.5%**

独立役員を確保済みとして届出を行っている上場会社のうち、社外取締役のみを届け出ている上場会社が10.2%、社外監査役のみを届け出ている上場会社が69.3%、両方を届け出ている上場会社が20.5%となっています。

昨年との比較では、社外取締役のみを届け出ている上場会社が0.4ポイント、社外監査役のみを届け出ている上場会社が1.4ポイント減少し、社外取締役及び社外監査役をそれぞれ1名以上届け出ている上場会社が1.8ポイント増加しています（図表3-1）。上場会社の規模別では、規模の大きい上場会社ほど社外取締役のみを届け出ている上場会社の割合及び社外取締役と社外監査役の両方を届け出ている上場会社の割合が高くなっており、この傾向は昨年と同様です（図表3-2）。

**[独立役員別]**

○ **独立役員の数は昨年から8.3%増、独立役員に占める社外取締役の割合は微増**

延べ4,527名の独立役員が届け出られており、昨年の4,180名から347名（8.3%）増加しています。

独立役員のうち、25.4%にあたる1,152名（昨年から106名増加）が社外取締役、74.6%にあたる3,375名（昨年から241名増加）が社外監査役です。独立役員に占める社外取締役の割合が、昨年との比較で0.4ポイント増加しています（図表4-1）。上場会社の規模別では、規模の大きい上場会社ほど社外取締役の割合が高くなっており、この傾向は昨年と同様です（図表4-2）。

○ **開示加重要件に該当する独立役員は全体の6.1%**

独立役員のうち、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号等に定める要件（以下「開示加重要件」といいます。）に該当していない独立役員は、独立役員全体の93.9%にあたる4,249名となっています。6.1%にあたる278名が、開示加重要件のいずれかに該当しています（図表5-1）。

昨年との比較では、開示加重要件に該当する独立役員の割合が0.1ポイント増加しています（図表5-1）。上場会社の規模別では、最も規模の大きい区分の上場会社において、開示加重要件に該当している独立役員の割合が特に低くなっており、この傾向は前回と同様です（図表5-2）。

開示加重要件に該当する独立役員の76.6%にあたる213名が、「上場会社の主要な

<sup>3</sup> 平成23年7月中の月間平均時価総額による。

取引先又はその業務執行者であった者」に該当しています（図表5-3）。

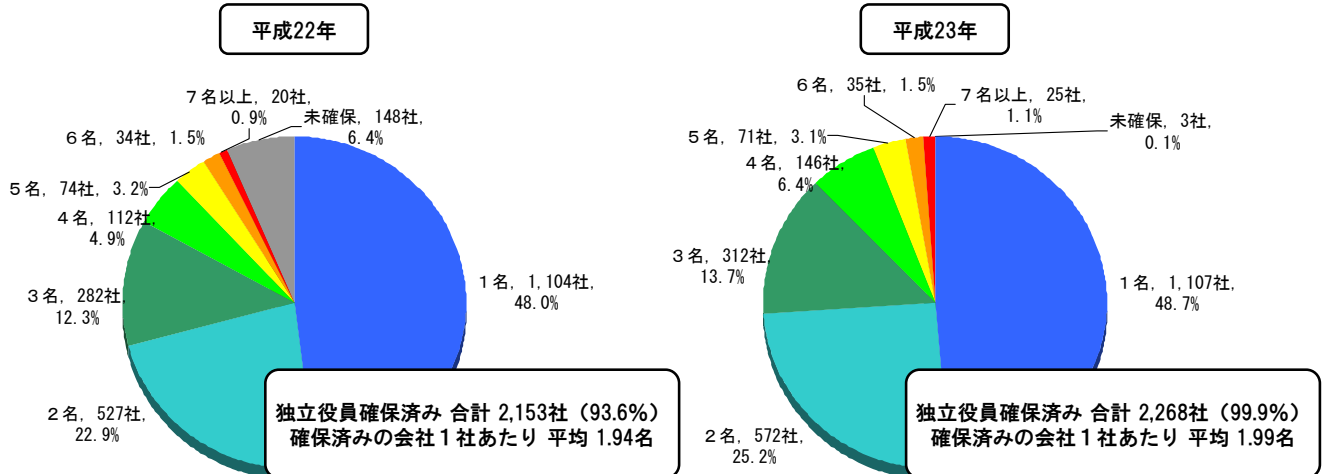
なお、一般株主との利益相反が生じるおそれがあると考えられる類型として上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2に規定した要件に該当する独立役員の届出は行われていません。

### 3. 図表

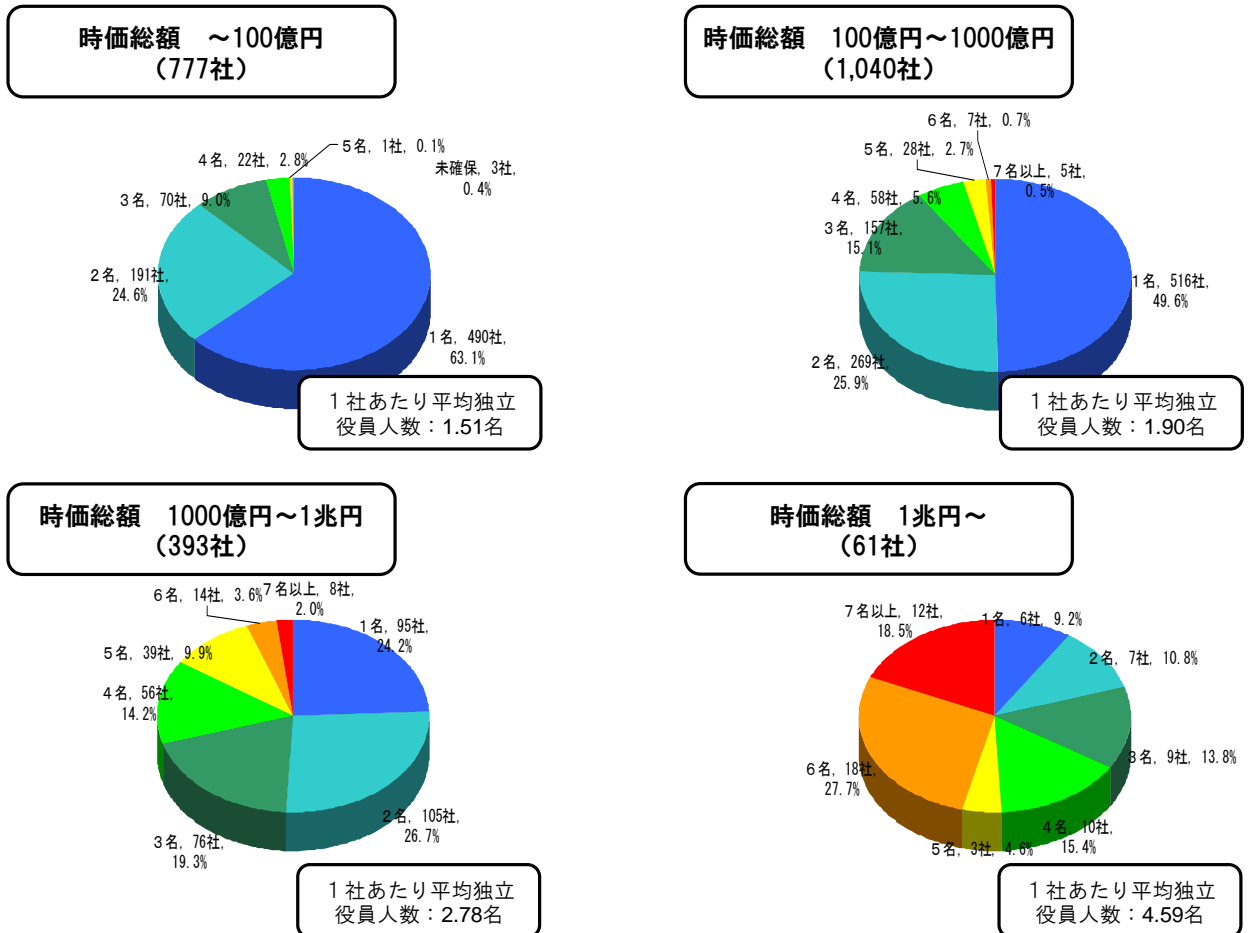
図表1. 集計対象会社の規模別、決算期別分布（7月29日現在）

| 規模別              |              | 決算期別   |         |         |
|------------------|--------------|--------|---------|---------|
|                  |              |        | 3月期決算会社 | 3月期決算以外 |
| 時<br>価<br>総<br>額 |              | 2,271社 | 1,714社  | 557社    |
|                  | ～100億円       | 777社   | 517社    | 260社    |
|                  | 100億円～1000億円 | 1,040社 | 806社    | 234社    |
|                  | 1000億円～1兆円   | 393社   | 336社    | 57社     |
|                  | 1兆円～         | 61社    | 55社     | 6社      |

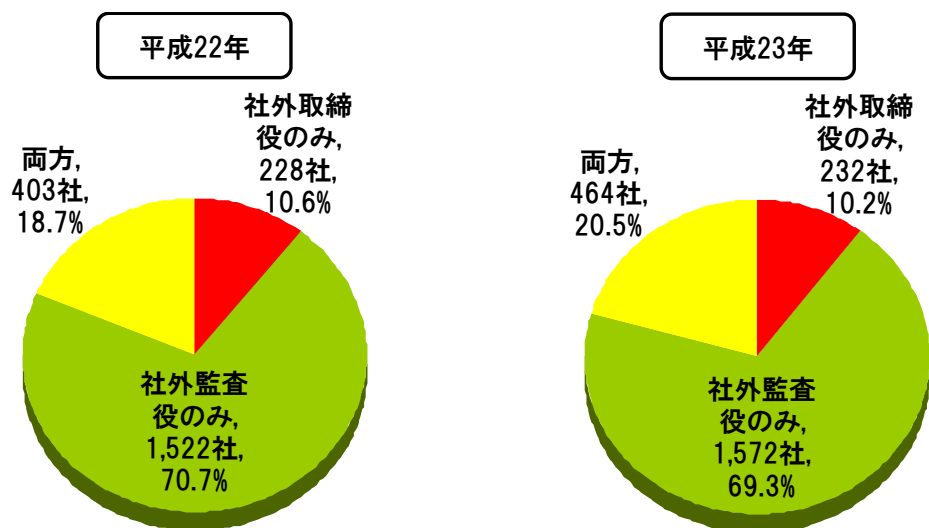
図表 2-1. 独立役員の確保状況



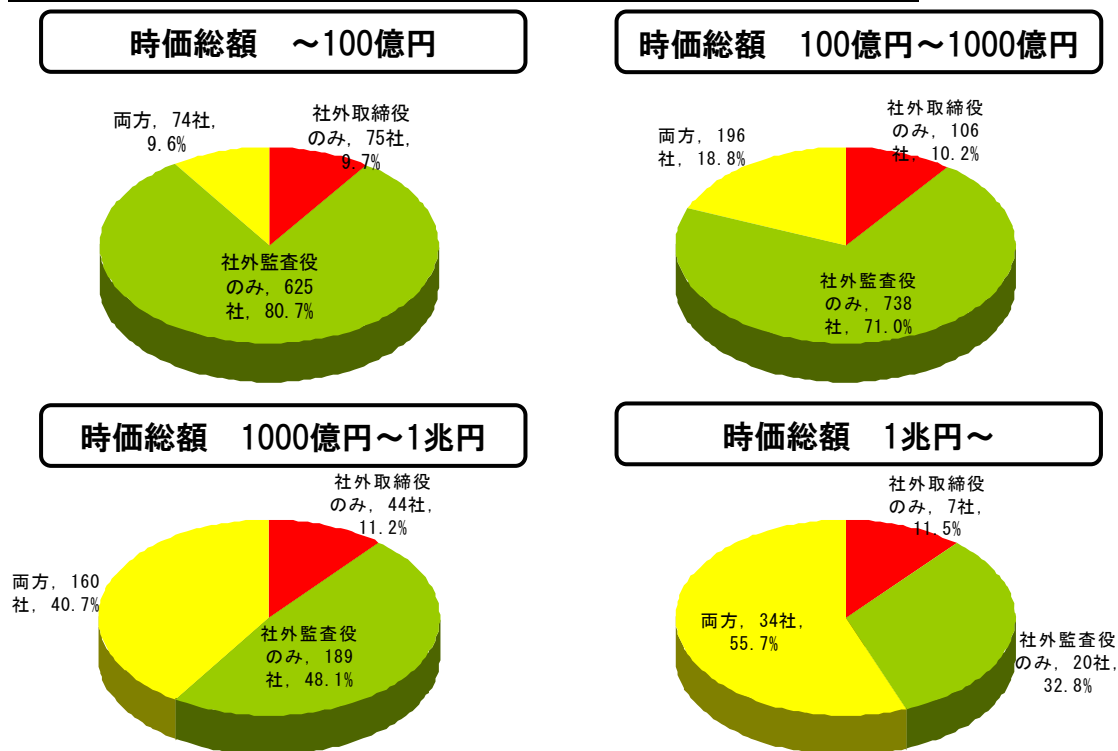
図表 2-2. 独立役員の確保状況・規模別比較 (平成23年)



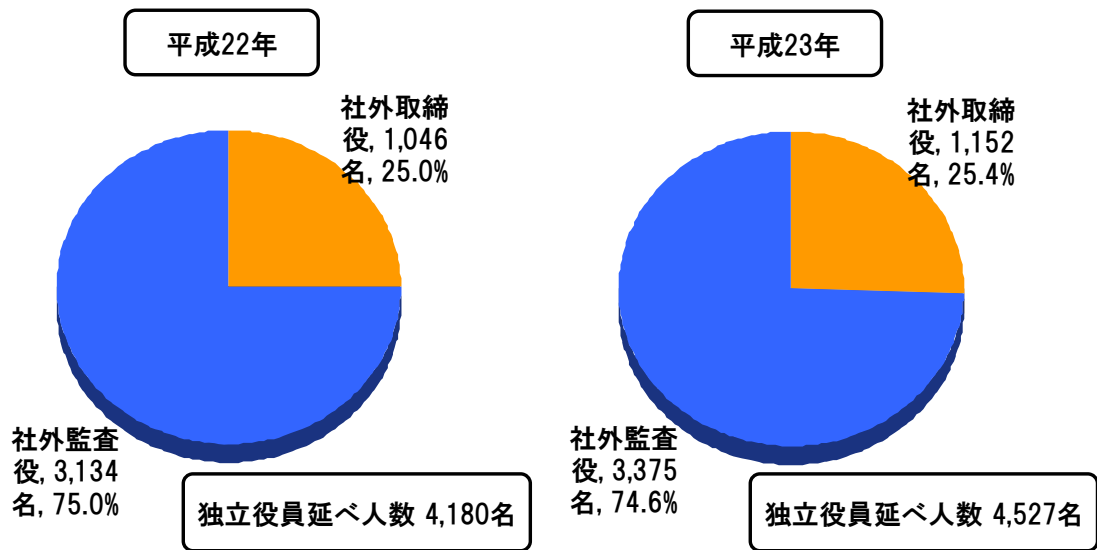
図表3-1. 「確保済み」の上場会社の状況



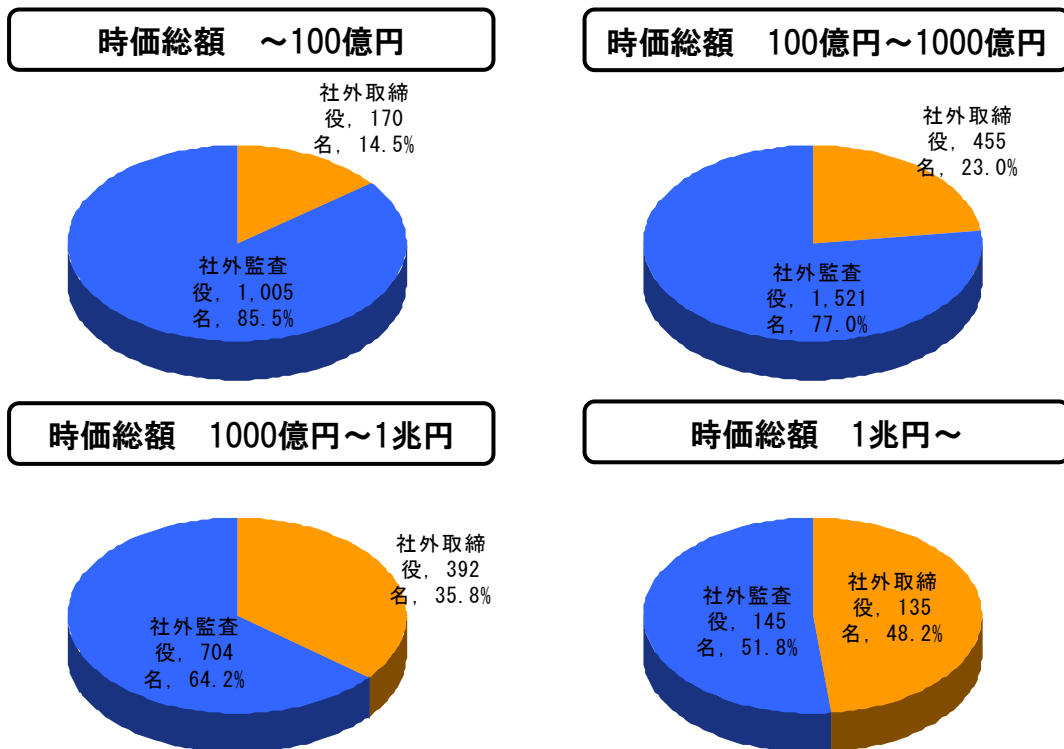
図表3-2. 「確保済み」の上場会社の状況・規模別比較（平成23年）



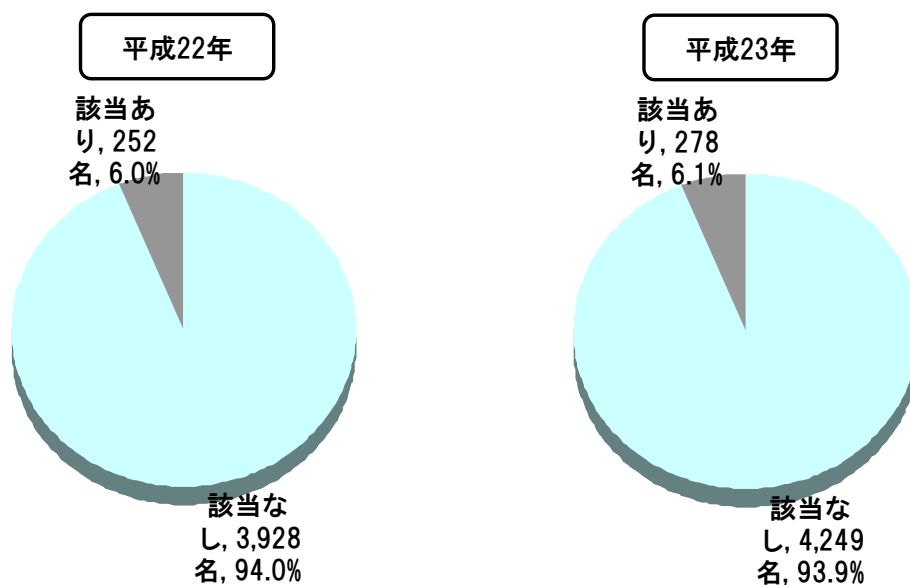
図表4-1. 社外取締役・社外監査役の別



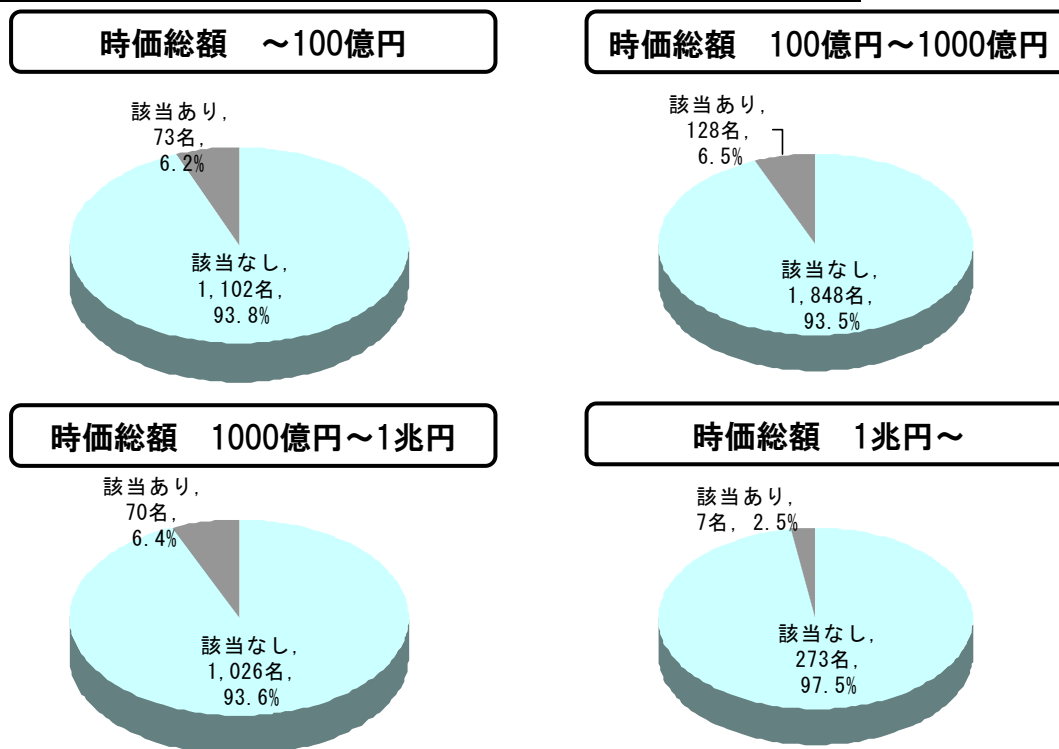
図表4-2. 社外取締役・社外監査役の別・規模別比較 (平成23年)



図表5-1. 「開示加重要件」の該当状況



図表5-2. 「開示加重要件」の該当状況・規模別比較 (平成23年)



図表 5 - 3. 「開示加重要件」の該当状況 詳細

| 【前回集計（平成 22 年）】                                    | 現在・最近 |      | 過去   |      |
|--|-------|------|------|------|
|  | 人数    | 割合   | 人数   | 割合   |
| a1：上場会社の親会社の業務執行者                                  | 0名    | —    | 0名   | —    |
| a2：上場会社の兄弟会社の業務執行者                                 | 0名    | —    | 2名   | 0.0% |
| b1：上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者                        | 0名    | —    | 7名   | 0.2% |
| b2：上場会社の主要な取引先又はその業務執行者                            | 0名    | —    | 198名 | 4.7% |
| c：上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 | 0名    | —    | 9名   | 0.2% |
| d：上場会社の主要株主又はその業務執行者                               | 9名    | 0.2% | 32名  | 0.8% |
| e1：上場会社又はその子会社の業務執行者の近親者                           | 0名    | —    | 2名   | 0.0% |
| e2：上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（独立役員が社外監査役の場合）の近親者   | 0名    | —    | 0名   | —    |

| 【今回集計（平成 23 年）】                                    | 現在・最近 |      | 過去   |      |
|--|-------|------|------|------|
|  | 人数    | 割合   | 人数   | 割合   |
| a1：上場会社の親会社の業務執行者                                  | 0名    | —    | 0名   | —    |
| a2：上場会社の兄弟会社の業務執行者                                 | 0名    | —    | 1名   | 0.0% |
| b1：上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者                        | 0名    | —    | 8名   | 0.2% |
| b2：上場会社の主要な取引先又はその業務執行者                            | 0名    | —    | 213名 | 4.7% |
| c：上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 | 0名    | —    | 13名  | 0.3% |
| d：上場会社の主要株主又はその業務執行者                               | 9名    | 0.2% | 33名  | 0.7% |
| e1：上場会社又はその子会社の業務執行者の近親者                           | 0名    | —    | 2名   | 0.0% |
| e2：上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（独立役員が社外監査役の場合）の近親者   | 0名    | —    | 0名   | —    |

※ 表の a1～e2 は、有価証券上場規程施行規則第 2 1 1 条第 4 項第 5 号等に定める要件を簡略化して表記したものです。なお、複数の要件に該当している独立役員が存在するため、表の人数の合計は、要件のいずれかに該当している独立役員の数とは一致しないことにご留意ください。

以 上

【本件に関するお問合せ先】  
 株式会社東京証券取引所  
 上場部 企画担当  
 03-3666-0141（代表）  
 03-3665-1937（夜間直通）